

勝利の新聞

しばの勝利 連絡先 草加市北谷2-19-12 048(941)5150【FAX兼用】 第57号 平成30年1月
ホームページ <http://www.shibano.info/>

12月市議会報告

〔議案の概要〕

一般会計補正予算

市制60周年 2,722万円

平成30年11月11日に市制60周年記念式典を行うため、一部予算が計上されました。

大相撲草加場所 930万円

大相撲草加場所が平成30年4月12日にスポーツ健康都市記念体育館で開催されることから、土俵を造る委託費などが計上されました。

アコスホールの改修費 743万円

アコスホール6階の喫茶店をギャラリーに改築。これに伴い、アコスの現在のギャラリーに加え、ギャラリー小として全日(9:00~22:00)1,500円、営利目的の場合は5割増し、準備目的の使用は70%の賃料で貸し出されます。(ギャラリー大は4,000円)

ギャラリー小の概要

設置場所：アコスビル南館6階旧喫茶室
面積：35.1平方メートル
使用時間：午前9時から午後10時まで
使用料金：全日1,500円
営利目的の場合、割増しあり

草加駅前のパーキング

直営からアコス株式会社へ

利用料金や利用方法はこれまでと変わりません。

基本料金(午前0時~午後12時まで)

1時間まで300円

超過時間30分ごとに150円を加算

3時間以上24時間まで最大1,000円

農業委員会の委員の定数を14名

あわせて、選挙を廃止

農業委員会の委員定数を14名とし、選挙による委員選出を改め、議会承認後に市長が任命することとなります。

＜選出される委員の地区別人数(予定)＞

谷塚地区2人、草加地区2人、新田地区3人

川柳地区3人、安行地区1人、

調査区委員2人、利害関係のない委員1人

〔一般質問を行いました〕

1 分散した庁舎の集約を！

＜質問の要旨＞

現状案では、旧市庁舎を壊し、その場所に6~7階の庁舎を造り、既存の西棟と連結し、更に第二庁舎を利用するとあります。ワンストップサービスは、市民サービスとして当たり前であり、60年~70年もタコ足庁舎で良いのか疑問です。もう少し高い建物を建設し、分散した庁舎を集約すべきです。また、第二庁舎の活用については、出先機関を入れることにより、行政の集約につながり、将来の建て替え予算の減少になるので、熟考をお願いしました。

(私は、1歩もゆずらない覚悟)

＜答弁の要旨＞

提案の件も視野に入りたいが、パブリックコメントを行っているので慎重に対応したい。

→その後もずっと提案し続け、9~10階建ての案が示されそうです。また、第二庁舎についても、出先機関をはじめ、検討していただいています。



2 スポーツ推進地区！

＜質問の要旨＞

そうか公園北側エリアに計画されているスポーツ推進地区について、プランのみで白紙状態のように思えて仕方がない。狭隘な草加市にとってこの施策は数少ない機会であるが、現状の案はどのようになっているのか？

＜答弁の要旨＞

ソフトボール、少年野球、サッカー、グラウンドゴルフなど、その場に見合う種目ができる多目的グラウンドの整備を予定している。

→ サッカーは雨でもできるので、人工芝対策等を行うべきであり、またスケートボード人口が増え、オリンピック競技につながるスポーツとなったので、積極的に整備してほしいものです。

国民健康保険について（平成30年から仕組みが変わります）

現在、市町村が保険者となって運営していますが、平成30年から県と共同保険者となります。これに伴い、県から市町村に保険税率を示してきます。

⇒ 収納率が低かったり、市独自の減免をしていると、一般財源からの繰り入れが増加します。

（現状13億円強の繰り入れをしています）

また、国の方からは限度額の引き上げが示され、年89万円と見直しされています。

（草加市は85万円）

⇒ 国民皆保険制度は良いと思います。しかしながら、一人一人が抑制しないと、鰻登りの状況は変わりません。例えば、40代夫婦、子ども2人、給与所得250万円だと年額39万円になります。60歳夫婦で総所得33万円以下でも25,000円です。（7割軽減して）

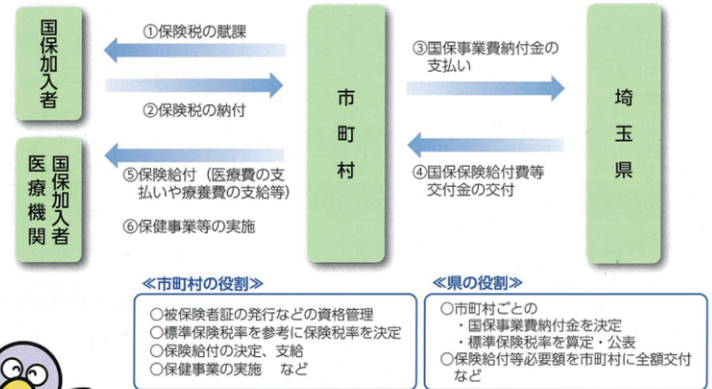
また、保険証に顔写真をつけたらどうかと提案しています。

不正を防ぐことになりまして、身分証明書として保険証に写真がないのはいかがかと。

⇒ 全国に先駆けてやり、広がってほしいと思いますが、写真の掲載に何かクリアすべき問題点があるのか否か調査してくれることになりました。

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



埼玉県マスコット「コバトン」

Q & A

Q 何が変わるの？

A 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。（イメージは裏面をご覧ください。）

Q 何が変わらないの？

A ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
（例：療養費の請求、職場の健康保険に加入した場合など）
・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村担当窓口で届出をします。
・保険税の納税通知書はお住まいの市町村から送られます。
・保険税はお住まいの市町村に納めます。

Q 保険税はどうなるの？

A ・県は、市町村が保険税を定めるに当たり参考となる標準保険税率を市町村に示します。
・市町村は、県で示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。



市立病院について要望

現状、病床利用率は80%前後であり、これは一般的な病院で5患者／1医師に対し、医師の患者を診る人数が少ないからであり、経営上を考えると利用率を上げるべきです。また、引き続き、医師の確保、特に産婦人科医師について、しっかり活動するよう市長に要望しました。

以上、大まかな報告をさせて頂きました。これからも必要な改革を進め、草加市発展のため、努めていきたいと考えております。

きりとり



皆様のご意見をお聞かせください。
